平成２１年（フ）第７６４号
鹿児島県鹿児島市薬師２丁目30番32号
債務者　一宮　郁子
1　決定年月日時　平成21年11月19日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第７７４号
鹿児島県鹿児島市明和４丁目17番31―36号
債務者　今村　ユク
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第６９号
鹿児島県指宿市湯の浜３丁目11番２号
債務者　永吉　光一
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２１年（フ）第１６３号
鹿児島県出水市高尾野町上水流512番地３
債務者　田村豊二郎
1　決定年月日時　平成21年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２１年（フ）第１０８８号
仙台市宮城野区原町１丁目２番37―602号
債務者　熊谷　博志
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１３９３号
宮城県名取市植松３丁目２番１号
債務者　土屋　義輝
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１４７１号
仙台市宮城野区田子２丁目39番22号　ファラオ壱番館103
債務者　藤村千恵子
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１５２４号
仙台市若林区中倉２丁目22番54号　ユリコーポ110
債務者　東海林由美（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１５４３号
仙台市太白区八木山弥生町21番40号　見晴らしの丘ハイム203
債務者　若林　澄雄
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１５４６号
宮城県名取市増田５丁目３番３―３号　サンコテージＣ207号
債務者　小原みどり
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１５５４号
宮城県塩竈市赤坂７番９号
債務者　今野　雅克
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１６２７号
仙台市太白区青山２丁目14番10号　アップルハウス青山Ⅱ102
債務者　高橋　由希
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１６８２号
仙台市太白区泉崎２丁目22番30―110号
債務者　嶋貫　高大
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１６８６号
仙台市宮城野区原町３丁目８番13号　伊藤アパート７
債務者　今井　明美
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１６８７号
仙台市泉区南光台５丁目26番９号
債務者　阿部　保行
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第２１０号
福島県会津若松市河東町浅山字戌亥４番地１、前住所千葉県富津市青木352番地２　カーサセレーノ202
債務者　三城　仁司
1　決定年月日時　平成21年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２１年（フ）第２１１号
福島県南会津郡南会津町田島字南下原52―１　チェリーハイツ４号棟３号室
債務者　佐藤友香里
1　決定年月日時　平成21年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係